

明石市広告掲載指針

(趣旨)

第1条 この指針は、市の資産の有効活用を図るため、民間事業者等の広告を掲載することに関して、必要な事項を定めるものとする。

(広告媒体)

第2条 広告媒体（広告を掲載することができる市の資産をいう。以下同じ。）は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 市の印刷物
- (2) 市のホームページ
- (3) 市の財産
- (4) その他広告掲載が可能な資産で市長が個別に定めるもの

(広告の範囲)

第3条 次の各号のいずれかに該当する広告は、広告掲載しない。

- (1) 法令に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公の秩序若しくは善良の風俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 基本的人権を侵害するもの又はそのおそれがあるもの
- (4) 政治性のあるもの
- (5) 宗教性のあるもの
- (6) 社会問題についての主義主張
- (7) 内容又は責任の所在が不明確なもの
- (8) 虚偽の内容又は事実と異なる内容を含むもの、事実を誤認するおそれのあるものなど、消費者被害の未然防止及び拡大防止の観点から適切でないもの
- (9) 青少年の保護及び健全育成の観点から適切でないもの
- (10) その他広告掲載の対象として適当でないと市長が認めるもの

2 前項に定めるもののほか、広告に関する基準は、別に定める。

(広告媒体の種類)

第4条 広告掲載を行う広告媒体の種類は、別に定める。

(広告の規格等)

第5条 広告掲載の位置その他の広告の規格は、別に定める。

(広告の募集等)

第6条 広告の募集及び選定方法は、当該広告媒体ごとにその性質に応じて、別に定める。

(補則)

第7条 この指針に定めるもののほか、その他必要な事項は、別に定める。

附 則（平成20年3月24日制定）

この指針は、平成20年4月1日から施行する。